

## 正倉院木簡の用途

——原秀三郎氏の所説に接して——

東野治之

原秀三郎氏は、本誌第八号（一九八六年）に、「倉札・札家考」と

題する論考を掲げられ、藤原宮西北隅から出土した弘仁紀年木簡の機能や、兵庫県高砂市塙田遺跡出土の「札家」墨書土器について、示唆に富む見解を発表された。私もまた原氏の論より多くの学恩を受けたのであるが、原氏の論の中には、かつて私の発表した見解を批判している部分があり、この点については承服することができない。ここにその理由を明らかにして、原氏ならびに読者諸兄姉の批正を仰ぐこととしたい。

さて原氏が拙見に関わって問題とされたのは、正倉院に伝世した左の木簡である。

・法花經疏一部十二卷吉藏師者

右、依飯高命婦宝字元年閏八月十日宣、奉請内裏

・使召繼舍人采女家万呂

判官川内画師　主典阿刀連

私は、以前発表した「正倉院伝世木簡の筆者」『正倉院文書と木簡の研究』所収、以下の記述では「前稿」と略称する）の中でこの木簡を

とりあげ、

(一)これが、經典（この場合は法花經疏）の貸出しに際し、東大寺写經所において作成された記録木簡であること。

(二)正倉院文書中に存する經典の出納帳は、この種の木簡の記録を整理して作成されたものであろうこと。

を論じたことがあった。原氏は、この解釈に対し、木簡の文言中の「奉請」は「借用」の意であると主張され、全面的に私の解釈を否定されている。

確かに原氏も言われる通り、天平勝宝八歳七月の經疏帙鐵等奉請帳（大日本古文書）（<sup>(3)</sup>一九二頁以下）や天平勝宝四年四月の写經所請經文（原氏前掲論文所引）の場合など、「奉請」は借用を意味すると解さなければならない。しかし夙に内藤乾吉氏が指摘され、筆者も前稿で述べたように、「奉請」に貸出しの意味があることも事実である。原氏が私の「誤解」の例としてとりあげられた次の造東寺司請經文の場合こそ、「貸出し」を意味する好例というべきであろう。

造東寺司

雜阿含經一部五十卷黃紙及表綠緒朱軸紙帙

納漆塗箱一合 帛巾一条並岡寺

右、依大德宣、奉請如前、

天平勝宝三年五月廿二日

次官正五位上兼行大倭介佐伯宿祢(自署、下同)「今毛人」

「勘納大疏山口佐美麻呂」

「舍人弓削塩麻呂」

〔比良麻呂自筆〕  
「返送如前員、仍附舍人依羅必登、以牒、

同年七月卅日少疏高丘比良麻呂」

『大日本古文書』(1)五六頁

白である。

造東寺司牒 竜蓋寺三綱所

雜阿含經一部五十卷納漆塗箱一合 帛巾一条

右、依所請數、奉返如前、故牒、

天平勝宝三年八月一日主典美奴連

判官正六位下上毛野君

次官五位上兼行下總員外介

使田部乙成

『大日本古文書』(2)三八頁

正倉院木簡の用途

この文書にみえる「大疏」「少疏」は、いずれも紫微中台のそれである。私は前稿において、この文書を造東大寺司から紫微中台への經典貸出しに関わるものとし、紙の送り状の実例と考えた。しかし原氏は、文中の「奉請」を借用と解し、この文書は造東大寺司が紫微中台から經典を借用するときに出されたと解釈される。大疏が署名しているのは、經典が紫微中台に返された際に、これを確認したのであり、少疏比良麻呂はその旨を付記して、この文書を造東大寺司に返送したとされるのである。

しかし原氏のこの解釈が当たらないことは、左の文書によつて明

この文書は、造東大寺司が竜蓋寺（岡寺）から借用していた雜阿含經を返却した時の牒である。自署がみられないことからして案文であり、正文が竜蓋寺に送付されるため、その控えを造寺司側に残したことみてよい。ところでこの雜阿含經は、卷数や付属品からみて、先の造東大寺司の請經文にみえる雜阿含經と同一物に違いない。請經文に「並岡寺」の注記があるのを見逃すべきではなかろう。しかも竜蓋寺への返却の日付は「八月一日」であり、奉請状の比良麻呂追筆部分にみえる「七月卅日」の翌日である。紫微中台から返却をうけた雜阿含經を、造東大寺司がすぐさま竜蓋寺に返却したことが知られよう。そのことは、竜蓋寺から造東大寺司に次のような返抄の牒が発せられていることからも確認できる（『大日本古文書』(3)五一

五頁)。

竜蓋寺三綱牒上　造東大寺務所

奉所請經返抄事

右、依當月一日牒旨、領納如數、付舍人田部弟成返抄、以狀牒  
上、

天平勝寶三年八月一日都維那(自署、下同ジ)「勝律」

解深密經五卷　疏十卷

知事「順道」

(続修別集九卷による)

右、依次官佐伯宿祢今毛人天平感寶元年五月廿七日宣奉請、  
の一項があるが、これは一切經散帳案(『大日本古文書』①三五五頁以下)の次の項に該当するであろう。

解深密經五卷以勝寶元年五月廿七日依次官佐伯宿祢宣奉請内裏

これは、佐伯今毛人の宣により、解深密經が内裏に貸出されたことを示すとみねばならない。さきの造東寺司請經論疏注文案では、「内裏」という貸出し先が省略されているわけである。この他、両帳簿を対比すれば、日付等に若干の相違はあっても、同一事実とみるべき項目が散見し、いずれもそれらが貸出されたものであることは疑いないのである。

以上によつて、「奉請」には借用・貸出しの二義があり、<sup>(3)</sup>造東大

寺司の奉請状や造東寺司請經注文案の場合は貸出しの意であつて、私がこれらについて前稿で述べたところは、いささかも訂正を要しないことが知られたと思う。しかしこれだけでは、正倉院木簡の

が未返却である旨が述べられている。「經実返來」とあるのは、この大般若經が貸出されていた何よりの証拠であろう。

これのみでも、この帳簿が貸出したまま未返却になつてゐる經典を列挙したものであつて、文中の「奉請」が貸出しの意でなければならぬことは明らかであるが、そのことは別の文書によつても確認できる。たとえばこの帳簿の中に、

「奉請」が貸出しの意であると証明されたわけではない。この点が明らかにならない限り、原氏の批判や解釈は、なお有効といえないこともなかろう。遺憾ながら、私は上述のような形で自説が正しいという確証を示すことはできない。ただし、原氏のような解釈が正倉院木簡についても極めて成立しにくいことは言えると考える。

その根拠の第一は、前稿でも書いたが、木簡に「奉請内裏」とあることである。この文言は、たとえ変体漢文にもせよ、「内裏に奉請す」とは読めても、「内裏より奉請す」とは読みにくい。

根拠の第二は、木簡にみえる吉藏の法花経疏が、すでに天平十九年の写經所文書にみえ、宝字元年以前に写經所で書写されていることが明らかのことである。<sup>(4)</sup> 写經所で書写済みの書を、宝字元年の時点で改めて借用しなければならない必然性は、はたして存在したであろうか。経典の借用といえば、考えられるのは写經の底本にする場合や、仏事等で同一の經典を大量部数必要とする場合などであるが、少なくとも底本としての借用は、上記の事情からありえない。

大量部数の必要ということも、法花経の、しかも疏では考えられないであろう。<sup>(5)</sup> 以上の理由から、私は正倉院木簡の「奉請」も、貸出しどしか考えられないと判断する。従つて前記のような解釈に立て展開された、木と紙の使いわけに関する原氏の所説（原氏論文一四〇貢上段）もまた、再検討を要すると考える。

ば、上に述べたような検討は、私が当然前稿において試みておくべきものであった。それをなすことなく、単に内藤乾吉氏の見解を受けた形で論を展開したのは、妥当を欠いたといわざるをえない。この点原氏に対して深くお詫び申し上げるとともに、反省の機を与えて下さったことに改めて御礼申し上げたい。

## 注

(1) 内藤乾吉「正倉院古文書の書道史的研究」（正倉院事務所編『正倉院の書蹟』所収）。

(2) 以上の三文書の関係については、すでに福山敏男氏が『奈良朝寺院の研究』一五五頁以下で簡明に述べられており、要はそれに尽きるのであるが、本稿の性質上、やや詳しく論証を加えた。

(3) なお原義に溯れば、「奉請」は「まねく」意から発して、「まねく」主体がどちらにあるかにより、二義を生じたものであろう。この語そのものは中国に起源があり、たまたま管見に入っただけでも、聖武天皇宸翰『雜集』所収の「奉請文」やスタイン将来敦煌文献S一一六〇、S五八七七などに例がある。

(4) 経師等写疏紙筆墨充帳（『大日本古文書』<sup>(9)</sup> 一三頁以下）及び常疏手実帳（同上五六頁以下）参照。

(5) 写經所の業務内容からすれば、異本校合のための借用という可能性はないであろう。